

平成13年9月18日

## ダイオキシン類へのばく露防止協議会要綱

### (協議会)

第1条 この協議会は、「西宮市環境局環境施設部ダイオキシン類対策委員会設置要綱」第2条第2号の規定に基づき、労働者のダイオキシン類のばく露を防止するため、西宮市と第2条に掲げる対象作業を請負った事業者で組織するものとし、その都度この協議会に加入しなければならない。なお、対象作業を請負った事業者とは、対象作業の委託事業者並びに関係請負事業者等(以下「受託事業者等」という。)のことをいう。

### (対象作業)

第2条 西宮市環境施設部の焼却施設において行われる、次の作業を対象とする。

- (1)焼却炉、集塵機等の内部で行う灰出し、設備の保守点検等の作業
- (2)焼却炉、集塵機等の外部で行う次の作業
  - ア 焼却灰等の固化、運搬等の作業で焼却灰等を取り扱う作業
  - イ (1)の作業の支援、監視等の作業
  - ウ 焼却炉、集塵機その他の装置の運転、保守点検等及び清掃の作業

### (承認事項)

第3条 受託事業者は契約締結後、速かに作業計画に伴う以下の項目に基づく「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」(以下「推進計画」という)を提出し承認を得なければならない。

- (1) 特別教育の実施
- (2) 作業指揮者の選任
- (3) ダイオキシンのばく露を低減するための措置
- (4) 使用保護具の選定、管理等
- (5) 休憩場所の確保
- (6) 喫煙等の禁止

### (受託事業者等の責務)

第4条 対象作業の受託事業者は、ダイオキシン類対策実施責任者を定め、推進計画を踏まえた対策を実施するほか、次のことを市に書面で報告しなければならない。

- (1)ダイオキシン類対策実施責任者、氏名。
- (2)対象作業に従事した労働者名、作業名、従事期間等。

### (その他)

第5条 この協議会の運営は、市の事務局で行う。

以上